

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	057	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8083
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活衛生営業振興事業補助金				
概要	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3202）環境保全活動の推進				
創設年度	H30	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費		
歳出事業名	生活衛生営業許可・監督指導事業費						
R7予算	282千円						
R7予算 積算根拠	鳥取県生活衛生営業指導センター165,000円×17%=28,050円				過去実績	件数	決算額 (千円)
	鳥取県美容業生活衛生同業組合697,840円×17%=118,632円				R6 (見込)	4	183
	鳥取県理容生活衛生同業組合403,600円×17%=68,612円				R5	5	573
	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合388,600円×17%=66,062円				R4	4	818
					R3	4	1,023
補助率・補助額	17/100			上限額	設定なし		
特定財源	その他(地方債、諸収入等)						

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターまたは各生活衛生同業組合						
交付要件	生活衛生関係営業の振興のために行う事業（複数の生衛団体が共催する事業を含む。）						
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料						
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。						
実績確認	報告書、決算書、領収書、レシートを確認する。						

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	×	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	×	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8_生活衛生業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化は、市民の衛生水準維持に寄与するため継続的に行う。2-9_生活衛生の水準維持に寄与する効果目標を数値化、可視化できない。
公益性	生活衛生業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図ることで、市民の衛生水準の維持向上につながることを期待できるため。
公平性	4-3_生活衛生業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図るものであり、直接的な検証結果を示すことができないため

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	継続実施に向けては検証可能な効果目標等を設定すること。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	058	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市住まいの断熱リフォーム支援補助金				
概要	自らの居住する市内の戸建て住宅において断熱リフォームを行う個人に対する補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3201）循環型社会の形成、第3期鳥取市環境基本計画				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費	
歳出事業名	住宅省エネルギー改修等促進事業費（重点支援地方交付金）					
R7予算	10,000千円					
R7予算積算根拠	59,390円（R6平均補助額*85%）×14件×12ヶ月			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	115	8,500
				R5	86	7,812
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	補助対象経費の3分の1			上限額	150千円	
特定財源	国費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	自ら居住する市内の一戸建て住宅において、自ら購入した対象設備を自ら使用する目的で設置する個人。				
対象経費	対象設備の購入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	申請書兼請求書に添付の領収書により確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	059	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8084
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金				
概要	家庭ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3201）循環型社会の形成				
創設年度	H14	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	清掃費	目	清掃総務費	
歳出事業名	ごみ減量化推進事業費					
R7予算	206千円					
R7予算 積算根拠	・生ごみ堆肥化容器 37件×4千円 ・生ごみ堆肥化基材 29件×2千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	52	134
				R5	74	189
				R4	82	200
				R3	42	100
補助率・補助額	3分の2			上限額	4千円	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	市内に居住し、家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入する個人。				
対象経費	家庭から排出される生ごみを処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に係る経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 ごみ減量を推進するため、動機付けを高めたもの。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	動機づけを高めるために補助率を上げているが、期間やその後の補助率について検討を要する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	市単独事業で補助率が1/2以上でる。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	060	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金				
概要	こどもエコクラブとして登録されているクラブの活動費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3202）環境保全活動の推進				
創設年度	H21	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費	
歳出事業名	環境教育推進費					
R7予算	260千円					
R7予算 積算根拠	登録メンバー及びサポーターの総数（5団体）520人×500円=260千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	5	202
				R5	6	353
				R4	6	285
				R3	6	234
補助率・補助額	10分の10			上限額	150千円	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	こどもエコクラブ全国事務局に登録した市内こどもエコクラブのメンバー及びサポーター				
交付要件	こどもエコクラブ全国事務局に登録済の市内のこどもエコクラブが実施する環境学習・活動。				
対象経費	講師等への謝金（事業実施団体の構成員に対するものは除く。）、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、チラシ印刷費等）、役務費（行事保険料等）、委託料、使用料及び賃借料（自動車借上、会場借上料等）等。食糧費及び備品購入費は、交付対象経費になるか否か、個別に内容を審査する。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	○	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	(2-6)本事業は県間接事業であり、補助額の1/2が県補助金となるため、実質1/2となる。(2-8)本補助金はエコクラブ全国事務局に登録する団体に対する補助である。(2-9)本補助金は、様々な環境学習を実施している地域団体に対し資金面での支援を行うものである。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	事業継続にあたり、検証可能な目標設定を行うこと。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	061	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金				
概要	良好な自然環境の保護地区及び保存樹木等の保全のため、権利者等が行う保全措置に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市自然保護及び環境保全条例				
創設年度	H11	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費
歳出事業名	名木・古木保存費				
R7予算	557千円				
R7予算積算根拠	・一里松 防砂垣の修繕 493千円 12,650円/本×10本×1/2			・樹木医診断経費	
	過去実績	件数	決算額(千円)		
	R6(見込)	0	0		
	R5	1	467		
	R4	0	0		
	R3	0	0		
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保護地区又は保存樹木等の権利者等				
交付要件	保全措置 保護地区又は保存樹木等を保全するための行為。				
対象経費	保護地区又は保存樹木等の権利者等が行う保全措置。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	直近4年間(R3~R6)の実績が1件と少なく、継続実施のためには補助内容の見直しを図るとともに効果検証を行う必要がある。
審査/行財政改革課	適切
意見	-